

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第8条 病院に、運営部門として、次の部、センター及び室を置く。</p> <p>看護部 薬剤部 医療情報企画部 医療安全管理部 運営企画室 診療報酬センター ベッドコントロールセンター 地域ネットワーク医療部 新病院整備推進部 病歴管理室 <u>相談支援センター</u> 患者総合サポートセンター 品質管理室 事業場安全衛生管理室</p> <p>2～12 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第8条 (同 左)</p> <p>看護部 薬剤部 医療情報企画部 医療安全管理部 運営企画室 診療報酬センター ベッドコントロールセンター 地域ネットワーク医療部 新病院整備推進部 病歴管理室</p> <p>患者総合サポートセンター 品質管理室 事業場安全衛生管理室</p> <p>2～12 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p>